

2025 年度第2回 一般奨学金 応募書類チェックリスト

※応募書類は、日本語で書かれているものに限り
※応募書類は、返却いたしません

記入日： 年 月 日

氏名	カナ	住所（現住所を記入してください）	
		〒	
電話番号	メールアドレス		学校名

1. 以下、応募者確認欄にチェックをいれてください。

応募者 確認欄	番号	書類名	補足
☐	①	奨学金給付願書（ガクシーWEB入力） ※申請理由書・証明写真も願書内でアップロードすること	・応募書類送付前に、必ずWEB上で奨学金給付願書を提出してください ・奨学金給付願書QRコード → → → → → → → → → 
☐	②	角形2号封筒（A4サイズ）またはレターバック	・応募書類は、角型2号封筒またはレターバックで送付してください。（レターバック推奨）
☐	③	一般奨学金 応募書類チェックリスト	・この用紙（記入およびチェックが済んだもの）
☐	④	在学証明書	・原本／応募前3カ月以内発行のもの ※在学証明書には <u>学年の記載を必須</u> としています。大学・学校によっては学年の記載がない場合もありますが、 大学・学校のご担当者に相談し、可能な限り学年が追記されたものを入手してください。学年記載不可の場合はその旨をメモ書きで添えてください。
☐	⑤	成績証明書	・原本／応募前3カ月以内発行のもの ※1年生で前期の成績証明書が発行されない（学年末の発行のみ）場合は、高校発行の調査書／原本を提出してください。（ただし、最終学歴が高校ではない場合は、最終学校の成績証明書を提出） ※卒業後6年以上で証明書が入手できない場合は、その旨のメモを付けてください。
☐	⑥	家計支持者世帯の住民票 （本人分を含む） ※特に不備が多い書類です。記載内容の不足等が無いようご注意ください。	・原本／応募前3カ月以内／ 世帯全員の記載のあるもの／世帯主および続柄の省略不可 ／マイナンバーの記載のないもの ・家計支持者と別居の場合、家計支持者世帯とは別に本人分の住民票が必要 ・外国籍の方の場合、「国籍・地域」「在留資格」「30条の45区分」「在留期間等」「在留期間満了の日」の記載のあるもの（省略不可）
☐	⑦	所得を証明する書類 <u>対象：令和7年度分</u> <u>令和6年1月～12月分が記載されたもの</u> ※特に不備が多い書類です。記載内容の不足等が無いようご注意ください。	・市区町村発行の原本／以下のいずれか1点 ア. 所得証明書または課税(非課税)証明書 イ. 住民税証明書 ウ. 市区町村・都県民税課税（非課税・所得）証明書 (所得を証明する書類の名称は、市区町村により異なります) ・生計維持者が1名あるいは独立生計のケースに該当する場合、必要に応じて、事実関係が確認できる証明書類の提出を後日求める場合があります。 ・児童養護施設等に入所等の措置を受けている（社会的養護を必要とする）場合は、施設に入所している証明書を提出してください。
☐	⑨	<u>（独立生計の場合のみ）</u> 健康保険証のコピー	・扶養になっていないことを確認するために必要となります。学生本人が加入している健康保険証をA4サイズ用紙に両面をコピーのうえ提出してください。

2. 所得を証明する書類について、(A) ～ (C) のうち該当するものを選択し、必要書類欄にチェックをいれてください。

区分	必要書類	区分	番号	対象者	補足
(A)	☐	通常	①	家計支持者分（父または母）	※無収入の場合でも、①②の所得を証明する書類が必要です。 ※一人親家庭（単親家庭）の場合は、②は不要です。 ※収入および所得（合計所得金額）の内訳、所得控除（額）の内訳、扶養控除の内訳（人数）が記載されたものを取得してください。（記載の省略不可）
	②		家計支持者の配偶者		
(B)	☐	本人が婚姻している場合	③	本人分（婚姻している場合）	※無収入の場合でも、③④の所得を証明する書類が必要です。 ※収入および所得（合計所得金額）の内訳、所得控除（額）の内訳、扶養控除の内訳（人数）が記載されたものを取得してください。（記載の省略不可）
	④		配偶者分		
(C)	☐	本人が独立生計の場合	⑤	本人分（独立生計の場合）	※以下3点すべてに該当する場合に限り、独立生計とします。一つでも該当しない場合は、(A)の書類を提出してください。
	独立生計の定義			(1) 所得税法上、父母等の扶養親族でない者	
	(2) 父母等からの援助が無く、本人（および配偶者）の父母等と別居している者であって、自らの収入のみで独立して生計を営んでいる者				
	(3) 本人又は配偶者に収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される者。				
	☐	⑥	学生本人が加入している「健康保険証」両面のコピー	※扶養になっていないことを確認するために必要です。	
☐	⑦	※児童養護施設等に入所等の措置を受けている（社会的養護を必要とする）場合のみ施設に入所している証明書			

3. 以下は、特に不備が多い項目です。書類内容を確認し、チェックをいれてください。

※応募書類に不備があった場合は審査不通過となり、面接に進めません。

チェック	チェック内容
☐	所得を証明する書類
☐	令和7年度（令和6年1月～令和6年12月）の収入・所得が記載されている）分ですか？
☐	収入および所得（合計所得金額）の内訳、所得控除（額）の内訳、扶養控除の内訳（人数）が記載されていますか？
☐	勤め先が発行する「源泉徴収票」ではなく、市区町村に申請して発行された証明書を提出していますか？
☐	「特別徴収税額決定通知書」ではなく、市区町村に申請して発行された証明書を提出していますか？
☐	住民票
☐	世帯全員の記載のあるもの（「この写しは、 <u>世帯全員</u> の住民票の原本と相違ないことを証明する。」と記載されているもの）を提出していますか？
☐	世帯主および続柄が＊印等になっておらず、明記されていますか？（家計支持者と別居の場合は、家計支持者世帯とは別に本人分の住民票も必要）

備考欄（伝えたいことなどがあれば記入してください）